

Radiata Increase



FP2 級

2024 年 1 月

実技

個人資産相談業務

過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容を無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



解答にあたっての注意

1.試験問題については、特に指示のない限り、2023 年 10 月 1 日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。

2.問題は、【第 1 問】から【第 5 問】まであります。

3.各問の問題番号は、通し番号になっており、《問 1》から《問 15》までとなっています。

4.解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5.解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるよう明瞭に記入してください。

【第1問】次の設例に基づいて、下記の各問《問1》~《問3》に答えなさい。

《設 例》

Aさん（43歳）は、大学卒業後に14年勤めた会社を2017年3月末日に退職し、個人事業主として独立した。現在、事業は軌道に乗り、収入は安定している。

Aさんは、最近、公的年金制度について理解したうえで、老後の収入を増やすことができる各種制度を利用したいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

(1) Aさん（43歳、個人事業主）

・1980年7月18日生まれ

・公的年金加入歴：下図のとおり（60歳までの見込みを含む）

なお、20歳から22歳の大学生であった期間（33月）は国民年金の学生納付特例制度の適用を受けており、その期間の保険料については追納していない。

20歳	22歳	36歳	60歳
国民年金 学生納付特例期間 (33月)	厚生年金保険 被保険者期間 (168月) 平均標準報酬額：30万円	国民年金 保険料納付済期間 (279月)	
2003年4月		2017年4月	

(2) 妻Bさん（41歳、会社員）

・1982年12月8日生まれ

・公的年金加入歴：20歳から22歳の大学生であった期間（28月）は国民年金の第1号被保険者として保険料を納付し、22歳から現在に至るまでの期間は厚生年金保険に加入している。また、65歳になるまでの間、厚生年金保険の被保険者として勤務する見込みである。

※妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※Aさんと妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 1》 A さんが、原則として 65 歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額(2023 年度価額)を計算した次の〈計算の手順〉の空欄①~④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、計算にあたっては、《設例》の〈A さんとその家族に関する資料〉および下記の〈資料〉に基づくこと。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算の手順〉

- 1.老齢基礎年金の年金額(円未満四捨五入)
(①)円
- 2.老齢厚生年金の年金額
 - (1) 報酬比例部分の額(円未満四捨五入) (②)円
 - (2) 経過的加算額(円未満四捨五入) (③)円
 - (3) 基本年金額(上記「(1)+(2)」の額) □□□円
 - (4) 加給年金額(要件を満たしている場合のみ加算すること)
 - (5) 老齢厚生年金の年金額 (④)円

〈資料〉

○老齢基礎年金の計算式（4 分の 1 免除月数、4 分の 3 免除月数は省略）

$$795,000\text{円} \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料半額免除月数}}{480} \times \frac{\square}{\square} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{480} \times \frac{\square}{\square}}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝㉑＋㉒

㉑ 2003年 3 月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times 2003\text{年 } 3\text{月以前の被保険者期間の月数}$$

㉒ 2003年 4 月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times 2003\text{年 } 4\text{月以後の被保険者期間の月数}$$

ii) 経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,657円×被保険者期間の月数

$$- 795,000\text{円} \times \frac{\text{1961年 4 月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

iii) 加給年金額＝397,500円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

【答え】

① 740,344(円)

『老齢基礎年金の年金額の計算』

●老齢基礎年金の計算方法

795,000 円×(保険料納付済み期間＋免除期間)÷480 月(40 年×12 ヶ月)

20歳	22歳	36歳	60歳
国民年金 学生納付特例期間 (33月)	厚生年金保険 被保険者期間 (168月) 平均標準報酬額：30万円	国民年金 保険料納付済期間 (279月)	
2003年 4 月		2017年 4 月	

[本問の場合]

老齢基礎年金の計算では、20 歳から 60 歳になるまでの 40 年間(480 月)の全期間保険料を納めれば、65 歳から満額の老齢基礎年金を受給できます。

A さんは 20 歳から 22 歳まで 33 月学生納付特例期間があり、保険料納付済月数へは算入しません。

つまり、480 月-33 月=447 月となります。

795,000 円×447 月/480 月=740,343.75 円

=740,344 円(円未満四捨五入)

② 276,242(円)

『老齢厚生年金額の計算』

資料を参考にまずは報酬比例部分の年金額を求めます。

20歳	22歳	36歳	60歳
国民年金 学生納付特例期間 (33月)	厚生年金保険 被保険者期間 (168月) 平均標準報酬額：30万円	国民年金 保険料納付済期間 (279月)	
2003年4月		2017年4月	

「報酬比例部分の計算方法」

平均標準報酬額×7.125/1000×2003年3月以前の被保険者期間の月数
本問では該当ありません。

平均標準報酬額×5.481/1000×2003年4月以後の被保険者期間の月数
 $300,000 \text{ 円} \times 5.481/1000 \times 168 \text{ 月} = 276,242.4 \text{ 円}$
=276,242 円(円未満四捨五入)

③ 126(円)

『経過的加算の計算』

●経過的加算の計算方法

$1,657 \text{ 円} \times \text{被保険者期間の月数} - 795,000 \text{ 円} \times (\text{1961 年以後で 20 歳以上 60 歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数} / 480 \text{ 月})$

$1,657 \text{ 円} \times 168 \text{ 月} - 795,000 \text{ 円} \times 168 \text{ 月} / 480 \text{ 月} = 126 \text{ 円}$
=126 円

④ 276,368(円)

『老齢厚生年金の計算』

老齢厚生年金の基本年金額=報酬比例部分+経過的加算

276,242 円+126 円=276,368 円

[加給年金の支給要件]

厚生年金保険の被保険者期間が 20 年以上ある方が、65 歳到達時点で、その方に生計を維持されている配偶者または子(18 歳になって最初の 3 月 31 日まで)がいるときに加算されます。

A さんの場合、厚生年金保険の被保険者期間は 168 月(20 年未満)ですので、**加給年金の支給対象外**です。

したがって正解は、

- ① 740,344(円)
- ② 276,242(円)
- ③ 126(円)
- ④ 276,368(円)

《問 2》 Mさんは、Aさんに対して、公的年金制度等の各種取扱いについて説明した。Mさんが説明した次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「Aさんは、国民年金の付加保険料を納付することができます。仮に、Aさんが月額 400 円の付加保険料を 180 月納付し、65 歳から老齢基礎年金を受け取る場合、老齢基礎年金の額に付加年金として年額 36,000 円が上乘せされます」

②「老齢基礎年金および老齢厚生年金は、繰下げ支給の申出により、繰り下げた月数に応じて増額された年金を受給することができます。Aさんの場合、65 歳 1 カ月以降に繰下げ支給の申出をすることができ、その増額率は、繰り下げた月数に応じて最小で 0.7%、最大で 84.0%となります」

③「小規模企業共済制度は、個人事業主が廃業等した場合に必要な資金を準備しておくための制度です。支払った掛金が所得控除の対象になることはメリットですが、契約者本人の都合で任意に解約ができないことに注意が必要です」

【答え】

① ○:適切

付加年金の額は、月額保険料400円を国民保険料に上乗せし納付し、「200円×納付期間」が老齢基礎年金に加算されます。

[付加保険料を 180 月納付した場合]

200 円×180 月=36,000 円となります。

② ×:不適切

・繰上げ支給

本来65歳からの年金受給を最長60歳まで繰り上げることができます。

1ヶ月あたり0.4%の減額

12ヶ月×0.4%×5年＝最大24%減額となります。

・繰下げ支給

年金受給を最長75歳まで繰り下げことができます。

1ヶ月あたり0.7%の増額

12ヶ月×0.7%×10年＝最大84%増額となります。

[本問の場合]

繰下げ支給の最大84%は適切ですが、

繰下げ請求は66歳に達した日以降でなければ行うことはできません。

③ ×:不適切

小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者や役員、個人自営業主などのためによる退職金制度です。

いつでも解約することができます。

本問では、「任意に解約ができない」とありますので、不適切な説明となります。

《問 3》 Mさんは、Aさんに対して、国民年金基金について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

「国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せする年金を支給する任意加入の年金制度です。加入は口数制となっており、1口目は、保証期間のある(1)年金 A 型と保証期間のない(①)年金 B 型のいずれかの給付の型を選択します。2口目以降は、2種類の(①)年金と5種類の□□□年金のなかから選択することができます。掛金の額は、加入者が選択した給付の型や口数、加入時の年齢等で決まり、掛金の拠出限度額は月額(②)円です。なお、国民年金基金に加入している間は、国民年金の付加保険料を納付することができません。

国民年金基金の給付には、老齢年金のほかに遺族一時金があります。遺族一時金は、加入員が年金を受け取る前に死亡した場合などに、その遺族に対して支払われます。遺族が受け取った遺族一時金は、(③)」

〈語句群〉

イ.12,000 ロ.23,000 ハ.30,000 ニ.68,000 ホ.70,000 ヘ.確定 ト.有期
チ.終身 リ.所得税の課税対象となります ヌ.相続税の課税対象となります
ル.所得税と相続税のいずれの課税対象にもなりません

【答え】

国民年金基金は、国民年金(老齢基礎年金)とセットで自営業者など国民年金第1号被保険者の老後の年金額を増やす制度です。

●1 口目

- ・「終身年金 A 型」「終身年金 B 型」のいずれかを選択します。
- ・終身年金 A 型は保証期間があり、年金受給前または保証期間中に亡くなった場合、遺族に一時金が支給されます。
- ・1 口目は途中で減額したり、型を変更することはできません。
- ・50 歳未満の方が誕生月以外に加入した場合、加入の翌月から次の年齢に達するまでの月数に応じた額が年金額に加算されます。

●2 口目以降

- ・終身年金 A 型、終身年金 B 型のほかに、受給期間が定まっている確定年金 I 型・II 型・III 型・IV 型・V 型から選択できます。
- ※掛金の上限の 6 万 8,000 円(1 口目を含む)を超えないこと。
- ※確定年金(I 型・II 型・III 型・IV 型・V 型)の年金額が、終身年金 A 型・B 型の年金額(1 口目を含む)を超えないこと。

① チ.終身

1 口目は「終身年金 A 型」「終身年金 B 型」のいずれかを選択します。

② ニ.68,000

国民年金基金の拠出限度額は、個人型確定拠出年金の掛金と合わせて、6 万 8,000 円です。

③ ル.所得税と相続税のいずれの課税対象にもなりません

国民年金基金の年金を受け取る前に死亡した場合、遺族が遺族一時金を受け取れます。遺族一時金は非課税となりますので、所得税・相続税の課税対象ではありません。

【第2問】次の設例に基づいて、下記の各問《問4》～《問6》に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（30歳）は、将来に向けた資産形成のため、株式や債券への投資による資産運用を考えている。株式については同業種の上場会社であるX社とY社の株式に、債券については上場会社であるZ社の社債に興味を持ったが、実際に投資する前に、投資指標や売買等に係る税金について理解しておきたいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈X社およびY社に関する資料〉

・財務データ

（単位：百万円）

	X社	Y社
資 産 の 部 合 計	310,000	470,000
負 債 の 部 合 計	60,000	180,000
純資産の部合計	250,000	290,000
売 上 高	180,000	360,000
営 業 利 益	20,000	34,000
経 常 利 益	21,000	35,000
当 期 純 利 益	17,000	24,000
配 当 金 総 額	6,300	7,000

※純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

・株式に関する情報

X社：株価1,500円、発行済株式数1億8,000万株、1株当たり年間配当金35円

Y社：株価2,400円、発行済株式数1億株、1株当たり年間配当金70円

〈Z社債に関する資料〉

・購入価格：99.30円（額面100円当たり）

・表面利率：0.55%

・利払日：年2回

・残存期間：4年

・償還価格：100円（額面100円当たり）

※Z社債は、特定公社債に該当する。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 4》 Mさんは、Aさんに対して、《設例》のデータに基づいて、株式の投資指標について説明した。Mさんが説明した次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「X 社および Y 社の ROE はいずれも 8%を上回っています。一般に、ROE が高い会社ほど、自己資本の効率的な活用がなされていると判断することができます」

②「X 社株式および Y 社株式の PBR はいずれも 1 倍を下回っています。一般に、PBR が低いほど株価は割安と判断されますが、PBR が 1 倍を大きく下回る株式は、その企業の資本収益性や成長性に対する投資家の評価が低い可能性があります」

③「配当性向は、X 社のほうが Y 社よりも高くなっています。一般に、配当性向が高いほど、株主への利益還元の度合いが高いと考えることができます」

【答え】

・財務データ

(単位：百万円)

	X社	Y社
資 産 の 部 合 計	310,000	470,000
負 債 の 部 合 計	60,000	180,000
純資産の部合計	250,000	290,000
売 上 高	180,000	360,000
営 業 利 益	20,000	34,000
経 常 利 益	21,000	35,000
当 期 純 利 益	17,000	24,000
配 当 金 総 額	6,300	7,000

※純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

・株式に関する情報

X社：株価1,500円、発行済株式数1億8,000万株、1株当たり年間配当金35円

Y社：株価2,400円、発行済株式数1億株、1株当たり年間配当金70円

① ×：不適切

●自己資本利益率(ROE)

自己資本(純資産)に対して、どれだけ利益を上げたのかを表した指標です。
ROEが高いほど、効率よく利益を上げていることになります。

$$\text{ROE}(\%) = \text{当期純利益} \div \text{自己資本} \times 100$$

① X社のROE

$$17,000 \div 250,000 \times 100 = 6.8\%$$

② Y社のROE

$$24,000 \div 290,000 \times 100 = 8.2\ldots\%$$

X社のROEは8%を上回っていないので、不適切な説明となります。

② ×:不適切

●株価純資産倍率(PBR)

株価が1株当たりの純資産の何倍になっているかを表した指標です。

・PBRが高いほど割高・PBRが低いほど割安

$$\text{PBR(倍)} = \text{株価} \div \text{1株当たり純資産(BPS)}$$

$$\text{BPS(1株当たり純資産)} = \text{純資産} \div \text{発行済株式数}$$

$$\text{X社のPBR} = 1,500 \text{ 円} \div (25,000 \text{ 百万円} \div 1 \text{ 億 } 8,000 \text{ 万株}) \div 1.08 \text{ 倍}$$

$$\text{Y社のPBR} = 4,500 \text{ 円} \div (11,000 \text{ 百万円} \div 1 \text{ 億株}) \div 0.8 \text{ 倍}$$

X社のPBRは1倍を下回っていないため、不適切な説明となります。

その他の説明は正しいです。

③ ○:適切

配当性向は、会社の純利益に対して、どれくらい株主に配当したのかを示す指標で、数値高いほど株主への還元度合いが高いと言えます。

$$\text{配当性向} = \text{配当金総額} \div \text{当期純利益} \times 100$$

$$\text{X社の配当性向} = 6,300 \div 17,000 \times 100 = 37.0\ldots \%$$

$$\text{X社の配当性向} = 7,000 \div 24,000 \times 100 = 29.1\ldots \%$$

本問の通り、X社の配当性向の方がY社よりも高いため、適切な説明となります。

《問 5》 Mさんは、Aさんに対して、株式および債券の売買等に係る税金について説明した。Mさんが説明した次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「Aさんが特定口座(源泉徴収あり)においてX社株式を株価1,500円で500株購入し、購入した年に株価1,700円で全株売却する場合、その他の取引や手数料等を考慮しなければ、売却益となる10万円の20.315%相当額が源泉徴収等されます」

②「AさんがX社株式やY社株式を購入して配当金の支払を受けた場合、その配当金について、申告分離課税を選択して所得税の確定申告をすることにより、配当控除の適用を受けることができます」

③「Z社債の利子は、源泉分離課税の対象となり、その支払を受ける際に当該利子額の20.315%相当額が源泉徴収等されることで納税が完結するため、X社株式やY社株式などの上場株式の譲渡損失の金額と損益通算することはできません」

【答え】

① ○:適切

特定口座(源泉徴収あり)で生じた利益については、所得税・復興特別所得税と住民税を合わせて、20.315%が源泉徴収されます。

[本問の場合]

株式の売却益=(売却額1,700円-購入額1,500円)×500株=100,000円

この100,000円に対して、20.315%が源泉徴収されます。

② ×:不適切

課税方式	方法	長所	短所
総合課税（原則）	総合課税の所得として確定申告する	○ 配当控除の適用あり	× 上場株式等の譲渡損失との損益通算ができない
申告分離課税	配当所得を個別に計算して確定申告する	○ 上場株式等の譲渡損失との損益通算できる	× 配当控除が受けられない
申告不要制度	20.315%の源泉徴収だけで課税関係を終了することができる	確定申告の手間がかからない	× 配当控除が受けられない × 上場株式等の譲渡損失との損益通算ができない

配

配当控除は、法人税と所得税の二重課税を調整する措置です。

配当控除を適用するためには、総合課税を選択する必要があります。

本問では、「申告分離課税」と説明していますので、不適切となります。

③ ×:不適切

特定公社債の利子は、利子所得として20.315%が源泉徴収され、申告分離課税の対象となり納税を完結させることができます。また確定申告することで上場株式の譲渡損失と損益通算可能で、源泉徴収された額を還付することができます。

《問 6》 Z 社債を《設例》の〈Z 社債に関する資料〉に基づいて購入した場合において、次の①、②をそれぞれ求め、解答用紙に記入しなさい(計算過程の記載は不要)。なお、〈答〉は、表示単位の小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位までを解答すること。また、税金等は考慮しないものとする。

- ① Z 社債を償還まで保有した場合の最終利回り(年率・単利)
- ② Z 社債を 2 年後に額面 100 円当たり 99.90 円で売却した場合の所有期間利回り(年率・単利)

【答え】

〈Z社債に関する資料〉

- ・購入価格 : 99.30円 (額面100円当たり)
- ・表面利率 : 0.55%
- ・利払日 : 年2回
- ・残存期間 : 4年
- ・償還価格 : 100円 (額面100円当たり)

※Z社債は、特定公社債に該当する。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

① 0.73(%)

最終利回り

すでに発行されている債券を購入し、償還期限まで保有した場合の利回り

[最終利回りの計算式]

$$\frac{\text{表面利率} + \frac{\text{額面(100円)} - \text{購入価格}}{\text{残存年数}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

$$\{0.55 + (100 - 99.30) \div 4\} \div 99.30 \times 100 = 0.7301\ldots\%$$

≒0.73%(小数点以下第3位四捨五入)

〈Z社債に関する資料〉

- ・購入価格 : 99.30円 (額面100円当たり)
- ・表面利率 : 0.55%
- ・利払日 : 年2回
- ・残存期間 : 4年
- ・償還価格 : 100円 (額面100円当たり)

※Z社債は、特定公社債に該当する。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

② 0.86

所有期間利回り

新規発行された債券またはすでに発行されている債券を購入し、償還期限の前に途中で売却した場合利回り

●所有期間利回りの計算式

$$\frac{\text{表面利率} + \frac{\text{売却価格} - \text{購入価格}}{\text{所有期間}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

$$\{0.55 + (99.9 - 99.30) \div 2\} \div 99.30 \times 100 = 0.8559\ldots\% \\ \div 0.86\%$$

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問《問7》~《問9》に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務する会社員のAさん（60歳）は、妻Bさん（58歳）および母Cさん（84歳）との3人暮らしである。Aさんは、2023年10月に定年を迎え、X社から退職金の支給を受けたが、同社の継続雇用制度を利用して、引き続き勤務している。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

Aさん（60歳）： 会社員
妻Bさん（58歳）： パートタイマー。2023年中に給与収入90万円を得ている。
母Cさん（84歳）： 2023年中の収入は、公的年金の老齢給付のみであり、その収入金額は60万円である。

〈Aさんの2023年分の収入等に関する資料〉

- (1) 給与収入の金額： 900万円
※給与所得の金額は、705万円である。
- (2) 上場株式の譲渡損失の金額： 80万円
※2023年中に金融商品取引業者等を通じて譲渡したことにより生じた損失の金額であり、全額が特定口座（源泉徴収あり）内で生じている。
- (3) 確定拠出年金の老齢給付金の年金額： 6万円
※2023年中に支払った掛金の額は、12万円である。
- (4) 個人年金保険契約に基づく年金収入： 90万円（必要経費は60万円）
- (5) X社から支給を受けた退職金の額： 2,500万円
※退職所得の金額は500万円であり、退職金の受給時に「退職所得の受給に関する申告書」を提出している。

※妻Bさんおよび母Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 7》 A さんの 2023 年分の所得税の課税に関する次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「A さんは、退職金の受給時に『退職所得の受給に関する申告書』を提出しているため、退職金の額の 20.42%相当額が源泉徴収されていますが、他の所得とあわせて確定申告をすることで所得税の還付を受けられる可能性があります」

②「A さんが、特定口座(源泉徴収あり)内で生じた上場株式の譲渡損失の金額について、翌年分以後の上場株式等に係る譲渡所得等の金額および上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除するためには、当該損失の金額について確定申告をする必要があります」

③「A さんの給与収入の金額は 850 万円を超えているため、総所得金額の計算上、給与所得の金額から所定の算式により算出した所得金額調整控除額を控除します」

【答え】

① ×:不適切

「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合

適正な税額が源泉徴収されるため確定申告の必要はありません。

「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合

退職金に対して一律20.42%の源泉徴収が行われるため、確定申告を行い
適正な税額との差額を清算する必要があります。

[本問の場合]

20.42%の源泉徴収が行われるのは、「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合です。

② ○:適切

本問の通りです。

上場株式の譲渡損失の金額は、確定申告により上場株式等の配当に係る
利子所得の金額や、配当所得の金額(申告分離課税を選択)と損益通算する
ことができます。

損益通算してもなお控除しきれない損失の金額は、確定申告することで、そ
の年分の翌年以後3年間にわたり、繰越控除することができます。

③ ×:不適切

所得金額調整控除とは、一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合、一定の金額を給与所得の金額から控除するもので、2種類あります。

●子ども・特別障害者等を有する者

収入金額が**850万円**を超える者でイ・ロ・ハのいずれかに該当する者
[適用対象者]

イ 本人が特別障害者に該当する者

ロ 特定障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する者

ハ 23歳未満の扶養親族を有する者など

●給与所得と年金所得の双方を有する者

[適用対象者]

・その年分の給与所得控除の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、その合計額が10万円を超える者

[本問の場合]

〈Aさんの2023年分の収入等に関する資料〉

(1) 給与収入の金額 : 900万円

※給与所得の金額は、705万円である。

(2) 上場株式の譲渡損失の金額 : 80万円

※2023年中に金融商品取引業者等を通じて譲渡したことにより生じた損失の金額であり、全額が特定口座（源泉徴収あり）内で生じている。

(3) 確定拠出年金の老齢給付金の年金額 : 6万円

※2023年中に支払った掛金の額は、12万円である。

(4) 個人年金保険契約に基づく年金収入 : 90万円（必要経費は60万円）

(5) X社から支給を受けた退職金の額 : 2,500万円

※退職所得の金額は500万円であり、退職金の受給時に「退職所得の受給に関する申告書」を提出している。

Aさんは、給与収入900万円で、適用対象者要件の850万円を超えています
が、子ども・特別障害者等を有する者のイ・ロ・ハの要件に該当していません
ので、**所得金額調整控除の適用はありません。**

《問 8》 A さんの 2023 年分の所得金額について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい(計算過程の記載は不要)。なお、〈答〉は万円単位とすること。

- ① 雑所得の金額
- ② 総所得金額

〈資料〉 公的年金等控除額の速算表（一部抜粋）

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円超 2,000 万円以下		
年金を受け取る 人の年齢	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額
65 歳未満	130万円以下	500,000円
	130 万円超 410 万円以下	$A \times 25\% + 175,000$ 円
	410 万円超 770 万円以下	$A \times 15\% + 585,000$ 円
	770 万円超 1,000 万円以下	$A \times 5\% + 1,355,000$ 円
	1,000 万円超	1,855,000 円

【答え】

〈Aさんの2023年分の収入等に関する資料〉

(1) 給与収入の金額 : 900万円

※給与所得の金額は、705万円である。

(2) 上場株式の譲渡損失の金額 : 80万円

※2023年中に金融商品取引業者等を通じて譲渡したことにより生じた損失の金額であり、全額が特定口座（源泉徴収あり）内で生じている。

(3) 確定拠出年金の老齢給付金の年金額 : 6万円

※2023年中に支払った掛金の額は、12万円である。

(4) 個人年金保険契約に基づく年金収入 : 90万円（必要経費は60万円）

(5) X社から支給を受けた退職金の額 : 2,500万円

※退職所得の金額は500万円であり、退職金の受給時に「退職所得の受給に関する申告書」を提出している。

① 30(万円)

[計算式]

雑所得の金額=公的年金等の雑所得+公的年金等以外の雑所得

公的年金等の雑所得=収入金額-公的年金等控除額

公的年金等以外の雑所得=総収入金額-必要経費

[本問の場合]

●確定拠出年金の老齢給付金の年金額は、公的年金等の雑所得です。

公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下					
年金を受け取る人の年齢	(a) 公的年金等の収入金額の合計額		(b) 公的年金等に係る雑所得の金額		
65 歳未満	50 万円以下		0 円		
	50 万円超	130 万円未満	収入金額の合計額	-	50 万円
	130 万円以上	410 万円未満	収入金額の合計額	× 0.75	- 17 万 5 千円
	410 万円以上	770 万円未満	収入金額の合計額	× 0.85	- 58 万 5 千円
	770 万円以上	1,000 万円未満	収入金額の合計額	× 0.95	- 135 万 5 千円
	1,000 万円以上		収入金額の合計額	-	185 万 5 千円

公的年金等の雑所得=年金額6万円-公的年金等控除額50万円=0円

●個人年金保険は、その他の雑所得となります。

その他の雑所得=年金収入90万円-必要経費60万円=30万円

[総所得金額に算入される雑所得の金額]

0円+30万円=30万円

② 735(万円)

総所得金額とは、総合課税の所得を合計し、損益通算した後の金額のことを言います。

損益通算とは、所得税額を計算する際に、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

[本問の場合]

収入の4つのうち、「上場株式の譲渡損失の金額」と「退職金」は分離課税ですので、総所得金額には算入しません。

- ・給与所得:705万円
- ・個人年金保険(総所得金額に算入する雑所得の金額):30万円

総所得金額=705万円+30万円=735万円

《問 9》 A さんの 2023 年分の所得税における所得控除に関する以下の文章の空欄①~④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「A さんが支払った確定拠出年金の掛金は、小規模企業共済等掛金控除の対象となります。A さんが適用を受けることができる小規模企業共済等掛金控除の控除額は、(①)万円です」

II 「A さんは、妻 B さんについて配偶者控除の適用を受けることが(②)」

III 「母 C さんは、老人扶養親族のうち同居老親等に該当します。A さんが適用を受けることができる扶養控除の控除額は、(③)万円です」

IV 「A さんの合計所得金額は 2,400 万円以下であるため、基礎控除の控除額は(④)万円となります」

〈語句群〉

イ.4 ロ.6 ハ.12 ニ.38 ホ.48 ヘ.58 ト.63 チ.できます リ.できません

【答え】

① ハ.12

〈Aさんの2023年分の収入等に関する資料〉

(1) 給与収入の金額 : 900万円

※給与所得の金額は、705万円である。

(2) 上場株式の譲渡損失の金額 : 80万円

※2023年中に金融商品取引業者等を通じて譲渡したことにより生じた損失の金額であり、全額が特定口座（源泉徴収あり）内で生じている。

(3) 確定拠出年金の老齢給付金の年金額 : 6万円

※2023年中に支払った掛金の額は、12万円である。

(4) 個人年金保険契約に基づく年金収入 : 90万円（必要経費は60万円）

(5) X社から支給を受けた退職金の額 : 2,500万円

※退職所得の金額は500万円であり、退職金の受給時に「退職所得の受給に関する申告書」を提出している。

確定拠出年金の掛金は、全額が小規模企業共済等掛金控除となります。
Aさんは2023年中に支払った12万円全額が対象です。

② リ.できません

配偶者控除は、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下(給与収入のみの場合103万円以下)で納税者本人の所得が1,000万円以下(分離課税も含む)である場合に適用されます。

[本問の場合]

妻Bさんは、給与収入90万円で適用要件を満たしていますが、
Aさんの合計所得金額は1,205万円(給与所得705万円+退職所得500万円)となり、1,000万円を超えるため、配偶者控除の適用を受けることはできません。

③ ヘ.58

扶養控除…扶養親族の合計所得金額が48万円以下{年金収入のみの場合148万円以下(合計所得1000万円超で65歳以上)}である場合、配偶者以外の親族は、一定金額の所得控除が受けられます。

	対象者	控除額
一般扶養者	扶養家族で 16歳以上70歳未満	38万円
特定扶養者	扶養家族で19歳以上23歳未満	63万円
老人扶養者	扶養家族で 70歳以上	同居親族→58万円 それ以外→48万円

[本問の場合]

〈Aさんとその家族に関する資料〉

Aさん (60歳) : 会社員

妻Bさん (58歳) : パートタイマー。2023年中に給与収入90万円を得ている。

母Cさん (84歳) : 2023年中の収入は、公的年金の老齢給付のみであり、その収入金額は60万円である。

母Cさん(84歳・同居)は、老人扶養者として、58万円の控除額となります。

④ ホ.48

合計所得金額	所得税の基礎控除額
	2020 年度以降分
2,400 万円以下	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円
2,500 万円超	基礎控除額 0 円

Aさんの合計所得金額は2,400万円以下なので、所得税の基礎控除は48万円です。

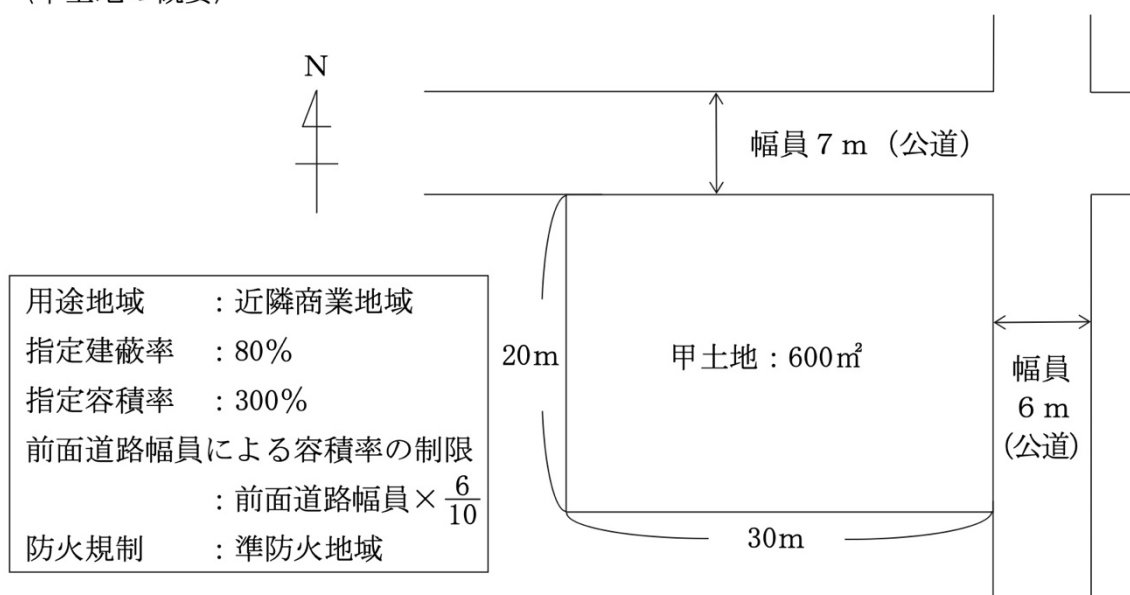
【第4問】 次の設例に基づいて下記の各問《問10》～《問12》に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（52歳）は、2年前に父親の相続により取得した甲土地（600㎡）を所有している。甲土地は、月極駐車場として賃貸しているが、収益性は高くない。

Aさんが甲土地について売却することを検討していたところ、先日、知り合いの不動産会社の社長から、「甲土地は最寄駅から近く、店舗や賃貸マンションの立地に適している。定期借地権方式による土地活用を検討してみてはどうか」との提案を受けた。

〈甲土地の概要〉



- ・甲土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
- ・指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

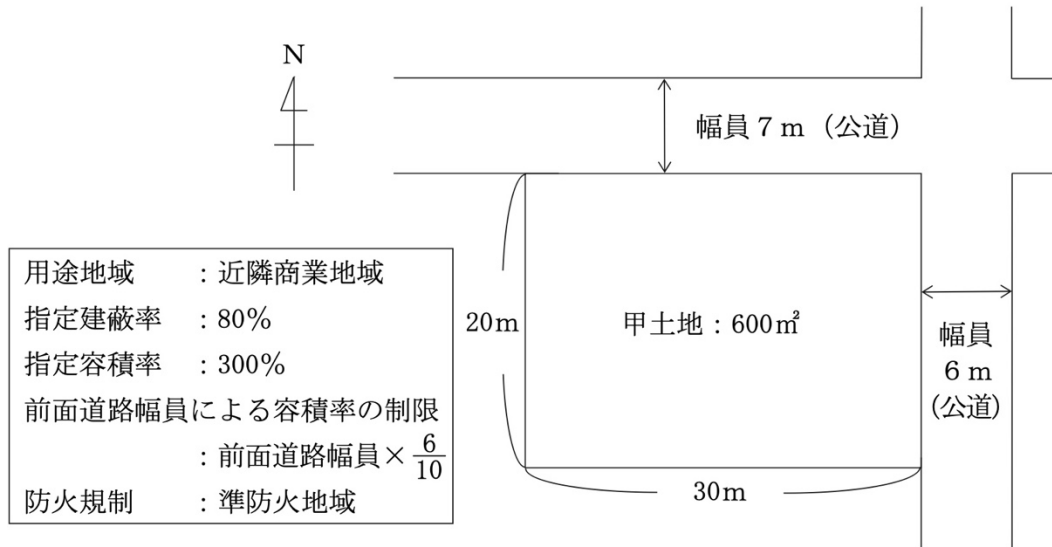
※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 10》 甲土地上に耐火建築物を建築する場合における次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい(計算過程の記載は不要)。

- ① 建蔽率の上限となる建築面積
- ② 容積率の上限となる延べ面積

【答え】

〈甲土地の概要〉



①

● 建築面積の上限(最大建築面積)=敷地面積×建ぺい率

[建ぺい率の上限が緩和される場合]

防火地域内にある耐火建築物	プラス10%
準防火地域の耐火・準耐火建築物	プラス10%
特定行政庁が指定する角地	プラス10%
建ぺい率が80%とされている地域内で、防火地域内になる耐火建築物	建ぺい率100 (建ぺい率の制限なし)

[本問の場合]

建ぺい率が 80%とされている地域内で、防火地域内になる耐火建築物を建築する場合、建ぺい率の制限は適用されませんので、100%で計算します。

建築面積の上限=600 m²×100%=600 m²

したがって① 建蔽率の上限となる建築面積は600 m²となります。

②

容積率の上限となる延べ面積

容積率は、敷地面積に対する延べ面積(各階の床面積の合計)の割合のことを言います。

[計算式]

延べ面積=敷地面積×容積率

[容積率の制限]

容積率は、前面道路の幅員によって制限を受けます。

前面道路が2つ以上ある場合は、最も幅の広いものが道路の前面道路となります。

[前面道路の幅員による容積率]

・前面道路の幅員が12m以上の場合の容積率は「指定容積率」となります。

・前面道路の幅員が12m未満の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10

その他の用途地域・・・前面道路の幅員×6/10

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10または6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

●本問では、

道路は6mと7mありますが、幅の広い7mが前面道路となります。

前面道路7m×6/10=420%

指定容積率は300%で、小さい方を限度としますので300%となります。

延べ面積の上限=600㎡×300%=1,800㎡

② 容積率の上限となる延べ面積は、1,800㎡

したがって正解は、① 600(㎡) ② 1,800(㎡)

《問 11》 定期借地権方式による甲土地の有効活用に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「定期借地権方式は、事業者等に対して甲土地を一定期間賃貸する手法です。仮に、Aさんが甲土地に事業用定期借地権を設定する場合、その契約は公正証書によってしなければなりません」

②「事業用定期借地権は、ドラッグストアやコンビニ等の店舗だけでなく、賃貸マンションや老人ホーム等の居住用の施設を有する建物を建築する場合にも設定することができます」

③「甲土地に建物譲渡特約付借地権を設定した場合、その設定後 30 年以上を経過した日に、Aさんが甲土地上の建物を借地権者から買い取ったときは、借地契約が終了します。買い取った建物は賃貸することで家賃収入を得ることができますが、建物の維持管理の状態などによっては、十分な収益が見込めない可能性があります」

【答え】

① ○:適切

	一般定期借地権	事業用定期借地権	建物譲渡特約付借地権
契約の存続	50年以上	10年以上50年未満	30年以上
更新	更新なし	更新なし	更新なし
利用目的	制限なし	事業用建物 (居住用建物は不可)	制限なし
契約方法	書面で行う	公正証書に限る	制限なし
契約期間終了時	原則、更地で返す	原則、更地で返す	建物付きで返す

事業用定期借地権の契約方法は、公正証書に限ります。

② ×:不適切

事業用定期借地権の利用目的は、事業用建物に限りますので、居住用施設には設定できません。

③ ○:適切

建物譲渡特約付借地権の契約は30年以上です。
必ずしも想定していた賃貸収入が得られない場合や、建物の管理などにより収益を見込めない場合もあります。

《問 12》 定期借地権方式により甲土地を有効活用する場合の課税等に関する次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「Aさんが甲土地に定期借地権を設定した場合、甲土地上の建物については借地権者が、甲土地については借地権割合に基づき Aさんと借地権者が、それぞれ固定資産税の納税義務者となります」

②「Aさんが甲土地に事業用定期借地権を設定し、その存続期間中に Aさんの相続が開始した場合、相続税額の計算上、甲土地は貸家建付地として評価されます」

③「Aさんが甲土地に事業用定期借地権を設定した場合、当該借地契約は、借地権者から申出があっても更新することはできませんが、Aさんと借地権者の合意のもと、借地借家法で定められた事業用定期借地権の存続期間内で存続期間を延長することや、存続期間満了時において再契約することは可能です」

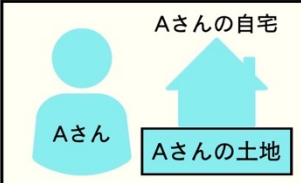
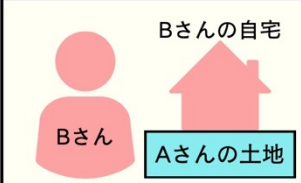
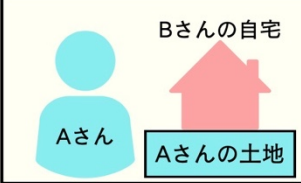
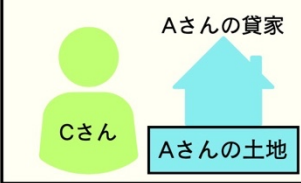
【答え】

① ×:不適切

固定資産税の納税義務者は、毎年1月1日に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人に課されます。

借地権が設定されている場合も土地所有者であるAさんが全額納税義務があります。

② ×:不適切

 Aさんの自宅 Aさん Aさんの土地	自用地 (土地の所有者が自己で使用している土地)	自用地評価額= 路線価×奥行価格補正率×地積
 Bさんの自宅 Bさん Aさんの土地	借地権 (借地権が設定されている土地を借りて使用する権利) ※Bさんが借りる権利	借地権評価額= 自用地評価額×借地権割合
 Bさんの自宅 Aさん Aさんの土地	貸宅地 (借地権が設定されている宅地) ※Aさんの土地→貸宅地	貸宅地評価額= 自用地評価額×(1-借地権割合)
 Aさんの貸家 Cさん Aさんの土地	貸家建付地 (自己所有の土地に自己所有の貸家が建っていること) Aさんの貸家にCさんが借りて住んでいる	貸家建付地評価額= 自用地評価額×(1-借地権割合×借家権割合×賃貸割合)

貸家建付地は、自己所有の土地に自己所有の貸家が建っていることです。本問のように、借地権が設定されている宅地は**貸宅地**として評価します。

③ ○:適切

定期借地権は、契約期間終了後、契約の更新はなく、土地の貸主に返還されます。ただし、借主と借主の間で合意がある場合、期間満了時に再契約することや、法定期間内の期間延長は認められています。

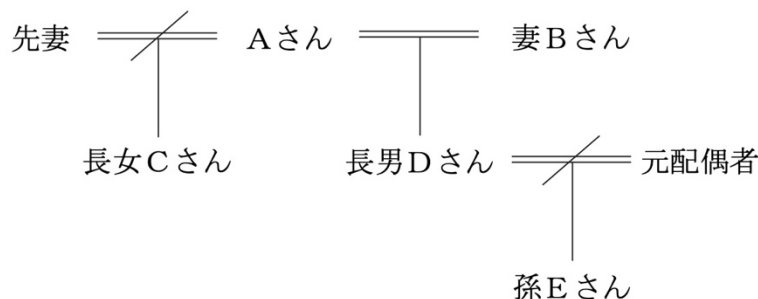
【第5問】次の設例に基づいて下記の各問《問13》~《問15》に答えなさい。

《設 例》

Aさん（75歳）は、妻Bさん（71歳）、長男Dさん（45歳）および孫Eさん（19歳）とX市内の自宅で同居している。長男Dさんは、孫Eさんの母親と5年前に離婚した。Aさんは、50年前に先妻と離婚しており、先妻が引き取った長女Cさん（52歳）とは、離婚後一度も会っていない。

Aさんは、すべての財産を妻Bさんおよび長男Dさんに相続させたいと思っているが、遺産争いを避けるため、長女Cさんに、所有する上場株式を相続させることを検討している。

〈Aさんの親族関係図〉



〈Aさんの主な所有財産（相続税評価額）〉

- | | | |
|------------|---|------------|
| 1. 現預金 | : | 4,500万円 |
| 2. 上場株式 | : | 2,500万円 |
| 3. 自宅 | | |
| ①敷地（350㎡） | : | 7,000万円（注） |
| ②建物 | : | 1,000万円 |
| 4. 賃貸マンション | | |
| ①敷地（400㎡） | : | 6,600万円（注） |
| ②建物 | : | 2,400万円 |
| 合計 | : | 2億4,000万円 |

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》 遺言に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「遺産分割をめぐる争いを防ぐ手段として、遺言書の作成をお勧めします。公正証書遺言は、証人 2 人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成するものですが、推定相続人である妻 B さんや長男 D さんだけでなく、孫 E さんも証人になることはできません」

②「自筆証書遺言は、所定の手続により、法務局(遺言書保管所)に保管することができます。法務局に保管された自筆証書遺言は、遺言者の相続開始後、家庭裁判所における検認が不要となります」

③「遺言者は、遺言において遺言執行者を指定することができます。推定相続人は、未成年者および破産者に該当しない場合であっても、遺言執行者になることができませんので、遺言執行者を指定する場合は、信頼できる知人等に依頼することをご検討ください」

【答え】

① ○:適切

自筆証書遺言	遺言者が遺言の「全文、日付、氏名」を自書します。財産目録に関してはパソコン等での作成も認められます。	不要	必要 (自筆証書遺言保管制度を利用し、 法務局 に保管した場合は検認 不要)
公正証書遺言	公証人2名以上の立会いのもと、遺言者が口述し、公証人が筆記します。	2人以上	不要

●公正証書遺言の証人になれない人(欠格者)

- ・未成年者
- ・推定相続人
- ・受遺者(財産をもらう人)
- ・これらの配偶者および直系血族(祖父母、父母、子、**孫**)

孫Eさんは、直系血族に該当するため、証人になることはできません。

② ○:適切

自筆証書遺言を法務局で保管した場合、検認は**不要**となります。

③ ×:不適切

遺言執行人は、遺言をスムーズに実行する人のことで、「未成年者および破産者以外」の人であれば、誰でも遺言執行人になることができます。よって、推定相続人でも、遺言執行人になることは**可能**です。

《問 14》現時点(2024 年 1 月 28 日)において、A さんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①~③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、課税遺産総額(相続税の課税価格の合計額-遺産に係る基礎控除額)は 1 億 4,000 万円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

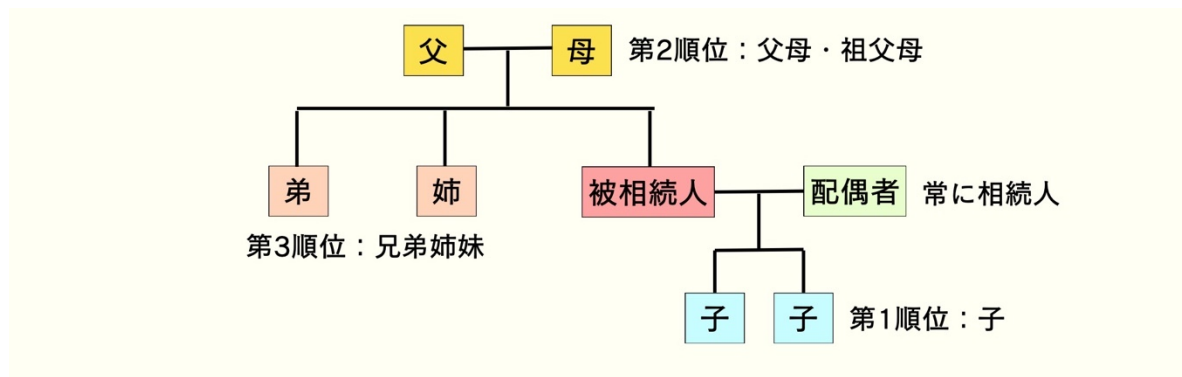
(a) 相続税の課税価格の合計額		□□□万円
(b) 遺産に係る基礎控除額		(①) 万円
課税遺産総額 ((a) - (b))		1 億4,000万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Bさん	□□□万円
	長女Cさん	(②) 万円
	長男Dさん	□□□万円
(c) 相続税の総額		(③) 万円

〈資料〉相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超	万円以下			
	～ 1,000		10%	—
1,000	～ 3,000		15%	50万円
3,000	～ 5,000		20%	200万円
5,000	～ 10,000		30%	700万円
10,000	～ 20,000		40%	1,700万円

【答え】

〈法定相続人〉



順位	範囲	備考
第1順位	子	養子・嫡出子・非嫡出子・相続開始時の胎児を含む
第2順位	直系尊属	父母・祖父母の順
第3順位	兄弟姉妹	第1順位、第2順位がない場合

〈法定相続分〉

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2(均等分)	1/2	すべて均等分
第2順位	直系尊属	1/3(均等分)	2/3	すべて均等分
第3順位	兄弟姉妹	1/4(均等分)	3/4	すべて均等分

[遺産にかかる基礎控除額の算出方法]

$3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$

本問の法定相続人は、妻 B さん・長女 C さん・長男 D さんの 3 人です。

$3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = \textcircled{1} \text{ 4,800 万円}$

[課税遺産総額1億4,000万円を法定相続分で各人に分配]

本問の法定相続分は、妻 B さん $1/2$ ・長女 C さん・二男 D さん $1/4$

妻 B さん: $1 \text{ 億 } 4,000 \text{ 万円} \times 1/2 = 7,000 \text{ 万円}$

長女 C さん: $1 \text{ 億 } 4,000 \text{ 万円} \times 1/4 = 3,500 \text{ 万円}$

長男 D さん: $1 \text{ 億 } 4,000 \text{ 万円} \times 1/4 = 3,500 \text{ 万円}$

[速算表より各人ごとの相続税額を算出]

〈資料〉相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円

妻 B さん: $7,000 \text{ 万円} \times 30\% - 700 \text{ 万円} = 1,400 \text{ 万円}$

長女 C さん: $3,500 \text{ 万円} \times 20\% - 200 \text{ 万円} = \textcircled{2} \text{ 500 万円}$

長男 D さん: $3,500 \text{ 万円} \times 20\% - 200 \text{ 万円} = 500 \text{ 万円}$

[相続税の総額]

$1,400 \text{ 万円} + 500 \text{ 万円} + 500 \text{ 万円} = \textcircled{3} \text{ 2,400 万円}$

したがって正解は、

① 4,800 (万円) ② 500 (万円) ③ 2,400 (万円)

《問 15》 A さんの相続等に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

I 「遺言により上場株式のみを長女 C さんに相続させる場合、長女 C さんの遺留分を侵害する可能性があります。仮に、遺留分を算定するための財産の価額を 2 億 4,000 万円とした場合、長女 C さんの遺留分の金額は、
(①)万円となります。なお、遺留分侵害額請求権は、長女 C さんが相続の開始および遺留分を侵害する贈与または遺贈があったことを知った時から
(②)間行使しないときは、時効によって消滅します」

II 「妻 B さんが『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受ける場合、原則として、妻 B さんが相続により取得した財産の金額が、妻 B さんの法定相続分相当額と 1 億 6,000 万円のいずれか(③)金額を超えない限り、妻 B さんが納付すべき相続税額は算出されません」

III 「長男 D さんが自宅の敷地および建物を相続により取得し、自宅の敷地(相続税評価額 7,000 万円)について、特定居住用宅地等として限度面積まで『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、相続税の課税価格に算入すべき当該敷地の価額は(④)万円となります」

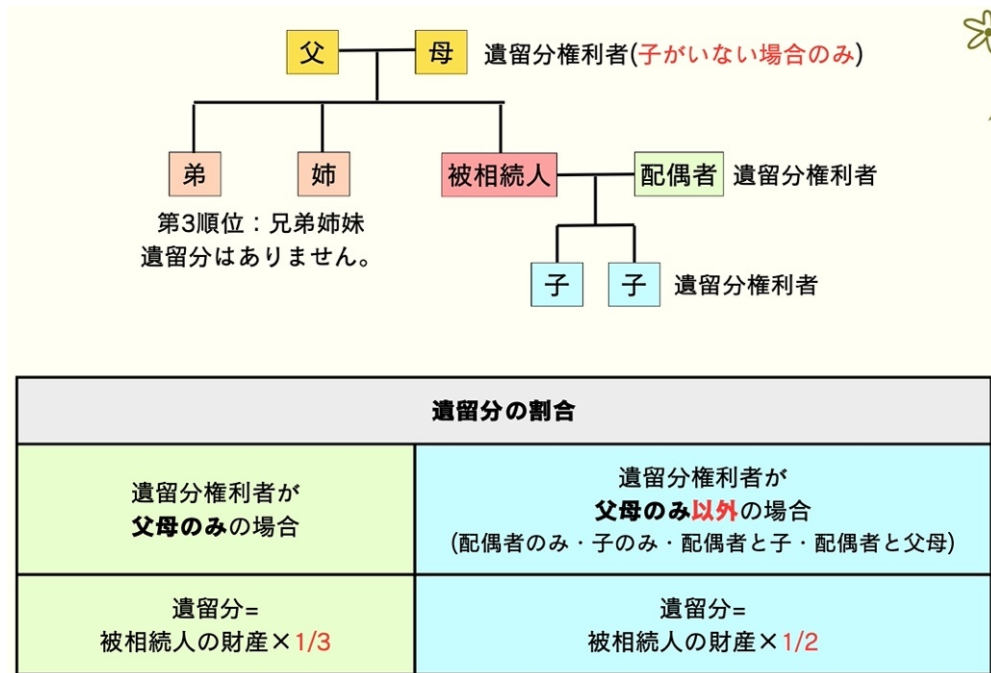
〈語句群〉

イ.1,400 ヘ.5,600 ル.多い
ロ.1,720 ハ.2,000 ニ.3,000 ホ.3,500
ト.6,000 チ.10 カ月 ヲ.少ない
リ.1 年 ヌ.3 年

【答え】

① 二.3,000

〈遺留分〉



Aさんの推定相続人は、妻Bさん・長女Cさん・長男Dさんの3人です。

長女Cさんの遺留分の金額: 財産価額2.4億円×遺留分1/2×法定相続分1/4=3,000万円

② リ.1年

遺留分侵害額請求

不平等の遺言や贈与によって遺留分を侵害された法定相続人は、侵害した人へ、自身の遺留分に相当する金銭を請求することです。

被相続人が死亡した事実と遺留分を侵害する遺言書や生前贈与を知った時から1年以内に遺留分侵害額請求をしなければなりません。

また、相続開始から10年が経過すると遺留分侵害額請求は消滅します。

③ ル.多い

『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受けた場合、被保険者が相続により取得した財産の金額が、法定相続分相当額と1億6,000万円とのいずれか多い金額まで相続税はかかりません。

④ ロ.1,720

●小規模宅地の特例

[限度面積・減額割合]

区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地	400㎡	80%
	貸付事業用宅地	200㎡	50%

本特例の評価減額=相続税評価額×限度面積/敷地面積×減額割合
 $=7,000\text{万円} \times 330\text{㎡} / 350\text{㎡} \times 80\% = 5,280\text{万円}$

算入すべき価額=7,000万円-5,280万円=1,720万円